

「ブリュッセル効果への対応：日本企業は EU-AI 法にどう備えるべきか2」
開催報告+Q&A

開催日時	2025年1月15日(水) 16:00-17:00
会場	Zoom ウェビナー
主催	東京大学国際高等研究所東京カレッジ 東京大学未来ビジョン研究センター 東京大学次世代知能科学研究センター
後援	日本 AI セーフティ・インスティテュート 大阪大学 社会技術共創研究センター 日本ディープラーニング協会
登壇者 (敬称略・ 登壇順)	飯田陽一(総務省) 工藤郁子(大阪大学 社会技術共創研究センター 特任准教授) 根本宗記(日本電信電話株式会社) 実積寿也(中央大学教授) 村上明子(日本 AI セーフティ・インスティテュート 所長) 司会: 江間有沙(東京大学国際高等研究所東京カレッジ 准教授)

EU の AI 法 (AI Act) は、2024 年 5 月に成立し、2024 年 8 月 1 日に発効した、世界初の AI に関する包括的な規制法である¹。AI 法の規定は 2030 年 12 月 31 日までに段階的に適用が開始され、日本の企業や組織もこの影響を受ける可能性がある。

東京大学では、2024 年 12 月 11 日にウェビナーイベント「ブリュッセル効果への対応：日本企業は EU-AI 法にどう備えるべきか」² (以下「第 1 回イベント」という) を開催し、AI 法に加え、AI 法に関連して策定作業が進められている汎用目的 AI に関する行動規範 (Code of Practice。以下「CoP」という) について、専門家が解説・議論を行った。今回のイベントでは、2024 年 12 月末に CoP の第 2 草案が公表されたことを受け、草案作成プロセスに参画する専門家らが登壇して、さらに議論を深めた。

この「開催報告+Q&A」では、当日の様子を簡単に紹介するとともに、視聴者から寄せられた質問とそれに対する登壇者の回答を、改めて整理して示す。

¹ AI 法は、EU 法における規則 (regulation) であり、加盟国に直接適用される。

² https://www.tc.u-tokyo.ac.jp/ai1ec_event/13586/。同ページから、講演資料やイベントの録画にもアクセスできる。

1. 当日の様子

開会のあいさつ

はじめに、総務省の飯田陽一氏が開会の挨拶を行った。飯田氏は、第 1 回イベントに続き今回のイベントでも、AI 法と CoP について、深い分析や議論がなされることを楽しみにしていると述べた。その上で、日本の立場から CoP について議論するにあたり、相互運用性の観点から、EU もメンバーに含む G7 による広島 AI プロセスの成果と CoP とは整合的であるべきと考えている、と述べた。また、「グローバル・デジタル・コンパクト」³や最近の AI ガバナンスをめぐる国際的な動向に触れながら、民主主義的な価値を共有する各国が協力して議論を進めていくことの重要性を強調し、改めて今回のイベントについても、「活発な議論をいただければ」と述べた。



▲ 飯田氏

論点提供

つづいて、大阪大学 社会技術共創研究センターの工藤郁子特任准教授、日本電信電話株式会社の根本宗記氏、中央大学の實積寿也教授が、順に論点提供を行った。

工藤特任准教授は、まず、第 1 回イベントを振り返りながら、AI 法と CoP について簡潔にまとめて解説した。その中で、CoP の草案作成プロセスが、EU 内外からの公募によるマルチステークホルダーの議論で行われていることを改めて述べ、第 1 草案へのフィードバックを経て、2024 年 12 月末に第 2 草案が公表されていることを説明した。工藤特任准教授はこの草案作成プロセスに参画しており、第 1 草案へのフィードバックにあたって、日本の研究開発やビジネスの観点から寄せられた意見が参考になったとし、感謝を述べた。その上で、第 2 草案への所感として、KPI が多数追加されるなど記述密度が向上したこと、フィードバックが相当程度反映されたこと（第 1 草案において AI 法への上乘せ／横出し規制になりかねないと懸念された点を含む）、あまり説明なく第 1 草案に比べて義務が重くなっているように見える箇所が散見されたことなどについて説明した。

根本氏は、グローバルに事業を展開する NTT グループの AI ガバナンスについて説明し、リスクベースアプローチにより、グループ共通の AI リスク定義のもとでリスクマネジメント

³ 2024 年 9 月の国連未来サミットの成果文書である「未来のための協定」の付属文書。

トを行なっていることなどを述べた上で、グループの AI 法への対応について説明した。根本氏は、日米欧で禁止される行為はグループ全体でグローバルに禁止するとの考えのもと、AI 法における禁止行為の規定には、AI リスク定義の更新により 2024 年秋に対応済みであることを述べた。また、汎用目的 AI モデルに関しても対応の準備を進めており、根本氏自身は CoP の草案作成プロセスに個人の資格で参画していると述べた。そのような観点から、第 2 草案に対して、追加学習を行った AI モデル開発者がどのような責務を負うのか、また AI サービス提供者・AI 利用者が何らかの責務を負うのかを明確にすべきである、との見解を述べた。第 2 草案に対する見解としてはさらに、広島 AI プロセスの成果との整合性という観点にも触れたほか、中小企業や OSS（オープンソースソフトウェア）の優遇についても、これらに当てはまるかどうかとリスクの度合いとの関連性は低いことや、コンテンツ権利保護の重要性に言及し、見直すべき点があると述べた。

実積教授も、CoP の草案作成プロセスに参画しており、第 2 草案を受けての議論の状況を紹介しつつ、自身の所感を述べた。まず、AI 法への上乘せ／横出し規制への懸念の声は産業界を中心に多く上がっている一方で、著作権を含む人権の保護をより強化すべきとの意見も出ていることを説明した。また、中小企業について、過大な負担を懸念した第 1 草案へのフィードバックが反映された結果、著作権保護の観点からは逆に過剰に優遇するものになっているのではないかとの見解も示した。最後に、引き続き意見をお寄せいただければ、と述べて実積教授は論点提供を締め括った。

パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、論点提供を行った 3 名に、日本 AI セーフティ・インスティテュートの村上明子所長が加わり、東京大学国際高等研究所東京カレッジの江間有沙准教授の司会で、議論が交わされた。

この中では、まず、村上所長から、国際的なルールメイキングにおいて EU や各国が産業育成・保護を図っているという観点が提起された。実積教授は、日本にとってもその考え方は重要であるとして、コンテンツ大国として権利を守ることと、AI 産業の成長を促すこととのバランスが難しいと述べ、CoP における中小企業への優遇もその難しいバランスの問題の上にあると述べた。根本氏は、厳しい規制のあるわけではない日本（やアメリカ）において日本の中小企業は成長の余地があるとし、CoP においてはコンテンツ権利保護に重きを置いて訴えるべきとの見解を示した。

工藤特任准教授からは、中小企業が大企業になった場合や、EU 外の企業が新たに EU 市場に参入するような場合などに、よりスムーズな移行を可能にするには、という新たな問題意識も提起された。

その後、パネリストと司会者は、いくつかの寄せられた質問に答えた（ここでの議論の内容については、下の Q&A を参照されたい）。その上で、草案へのフィードバックの機会を通して多くの声を届けることができ、それらが CoP にも反映されうるという状況を強

調し、改めてコンテンツホルダーらも含む日本のステークホルダーに、意見や疑問点・懸念点を活発に述べるよう呼びかけた。



▲（上段左から）江間准教授、村上所長、工藤特任准教授
（下段左から）根本氏、実積教授

2. Q&A

以下では、視聴者から寄せられた質問とそれに対する登壇者の回答を、改めて整理して示す（なお、質問は一部を選び、また適宜編集した）。

——EUにおける中小企業の定義はどのようなものか。

実績 中小企業（SMEs）の定義は、以下を参照することになる。

Commission Recommendation of 6 May 2003 concerning the definition of micro, small and medium-sized enterprises (Text with EEA relevance) (notified under document number C(2003) 1422)

<https://eur-lex.europa.eu/eli/reco/2003/361/oj/eng>

Article 2. 1

The category of micro, small and medium-sized enterprises (SMEs) is made up of enterprises which employ fewer than 250 persons and which have an annual turnover not exceeding EUR 50 million, and/or an annual balance sheet total not exceeding EUR 43 million.

——昨今の政治情勢を受けてのアメリカの状況と、その影響はどうか。

工藤 政権移行期なので様子見である。とはいえ、欧州と米国の双方の官僚など政府職員は、できる範囲で粛々と交渉や調整を進めている。他方で、アメリカの大企業もこの CoP 策定プロセスに参画して意見を出しているが、米国企業がどれだけ国際協調をやってくれるかの見通しが難しくなっているかもしれない。トランプ新政権におもねっているような兆候が見られる。

村上 アメリカは昨年10月以降、国レベルでは大きな決定はほぼ何もしないというのが正直なところ。一方、州レベルでは規制をかけなければいけないという州もあり、色々な規制の提案がなされてはいて、強すぎるものは否決されているのが現状。州に所属している企業があまりに厳しい規制によってAIの活動ができなくなることを恐れている。何というか、すごく規制をかけたい人と、その規制をかけられるとビジネス的に止まってしまう人とが拮抗してしまうというのが州レベルの動きになっている。

一方でトランプ政権はテック企業に非常に近い政権になると見られていて、多くのテック企業経営者が政府に関わるであろうと言われているため、正直そうなると規制がない方向に一気に動く可能性は多分にあるのではないかと見ている。EUはそれに対しての大きな懸念というか、逆にしっかり国（域）内の事業者の競争力を高めるためにも規制をしっかり考えないと、という動きに世界的になっていると感じる。

——AI法における「許容できないリスク」の「サブリミナルな手法」について、例外はあるか。

実績 CoPの焦点は、AI法をどのように運用していくか、AI法に定められている義務を果たすとはどういうことなのかについて、一つの遵守モデルを作ることに限定されている。

AI 法で定められているリスクレベルの定義や例外については今回の議論の範囲を超えるものであるため、EU 担当者に別途質問するしかない。

開催報告作成協力：栗林諄（東京大学公共政策大学院修士課程、リサーチアシスタント）